

普段の生活の中に潜む、消費者トラブルのあれこれ…。
後で後悔しないよう、しっかり学んで「消費者力」をアップしよう!!

目指せ! 消費者力アップ

消費者トラブル回避術

四ノ巻

アポイントメントセールス



異性からの巧みな誘いから高額商品の購入に繋がるトラブル

「自分がデザインしたネックレスを見て欲しい」や「懸賞に当たったので賞品受け取りの手続きにきて欲しい」などといった名目で、商品等の販売目的を隠して誘い出すのが「アポイントメントセールス」。興味本位で行くと、最初は世間話などで盛り上がるが、そのうちに巧みに商品等の勧誘に進展。上司や他の販売員なども出てきて契約を迫られ、断つても帰してもらえず、長時間勧誘された挙句に根負けして

高額商品を契約してしまうケースもある。なかには、電話やメールをきっかけに親しくなり、男女の恋愛感情を利用してデート気分させ、事務所などに連れて行って高額な商品を買わせる「デート商法」という手口もある。これは恋愛感情につけ込んで短期間に次々と契約させることもある悪質商法だ。一度契約すると、同じ業者が何度も勧誘してくるだけでなく、別の業者からも勧誘されることもある。

消費者トラブル回避術

見知らぬ異性からの「会って話したい」は販売員の手口

「当選したので景品を渡す」とか「有利な話があるのだから聞きにこないか」などという話には興味を引かれることがある。しかし、見ず知らずの人が親切でうまい話をしてくれるはずがない。また、見知らぬ異性からの電話やメールでの誘いは「商品購入の誘い」と疑ってかかり、安易に会いに行かないこと、まず、不審な誘いはキッパリ断ることが大切だ。もし、出掛けたとしても、不要な契約はハッキリと断ること。あいまいな態度は業者につけいるスキを与えてしまう。万一、契約してしまったら、期間内(法定書面を渡されてから8日以内)ならクーリング・オフ制度の適用がある。

また、消費者が「帰りたい」と意思表示しているのに長時間勧誘される「退去妨害」の状態で契約させられた場合や、ウソの説明「不実告知」を受けた場合など、法律に違反している場合には、クーリング・オフの期間に関わらず契約を取り消すことが可能だ。不審感を抱いたら、たとえクーリング・オフ期間が過ぎていても、早めに消費生活相談窓口相談してみよう。



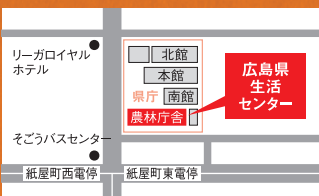
消費生活センターに寄せられた「アポイントメントセールス」に関する相談事例

相談者/男性 相談内容/若い女性から「ウェディング関係の会社ですが、うちの商品を見に来てほしい」と電話があり、会場に向かい。そこで、電話の女性と上司という女性に長時間勧誘され、根負けして30万円のダイヤ入りペンダントを契約した。しかし、フリーターで収入も安定していないので、後日、解約の相談をしたが、断られた。

相談者/女性 相談内容/男性から電話で宝石の展示会の案内があり、会ったところ「もし自分たちが結婚したら」ということを言われ、気がついたらダイヤの指輪とネックレスを契約していた。しばらくして別の業者からも誘われ、指輪とネックレスをクレジット契約。騙されているようだと思いつきクーリング・オフの連絡をするも、強く説得されてできなかった。

広島県の相談窓口 / 広島県生活センター

〒730-8511 広島市中区基町10-52 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>
消費生活相談 ☎082-223-6111…商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など
県民相談 ☎082-223-8811…相続・遺言、結婚・離婚、交通事故、多重債務問題など
受付時間:月曜～金曜(祝日、年末年始を除く)9時～16時(12時～13時は休み)
消費者啓発動画配信中! <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/videoaneru/>



県、市町の相談窓口情報は携帯電話からも見られます!

